令和2年3月19日付け事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」において、上陸拒否の対象となる地域等についてお知らせをしていますが、令和2年4月29日午前0時から、以下の通り、新たに14カ国が追加となりました。

○入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、以下14か国・地域を追加指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー、ウクライナ、ベラルーシ、ロシア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ジブチ

（法務省ホームページ）

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html